

別紙

1 審査会の結論

平成14年9月10日付けの「循環式浴槽をもつ類似公衆浴場の立入調査結果（詳細）」（以下「本件公文書」という。）についての開示請求に対して、平成14年9月24日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書の部分開示の決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨等

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。

ア 宮崎県は企業の利益より、県民の人命を最大限に尊重しなければならない義務を負っている。

イ 宮崎県の調査結果により、県民は健康管理上施設の利用を選択する権利を有している。

ウ レジオネラ属菌の因果関係が判らない、又は現段階で日向市施設以外でレジオネラ症による健康被害が確認されていないという理由であればこそ、又宮崎県が営業許可を出した以上、速やかに施設名の公表をすべきである。

エ 施設の検査結果を公表してこそ利用者は安心して利用するもので、かえって公表しなかったことが利用者に不安を与えてしまうことになる。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が公文書部分開示決定理由説明書等で説明している本件決定の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) レジオネラ属菌の数と発症の因果関係は未だ十分に証明されてはならず、数値が厚生労働省が示した基準値以上でも発症例のない場合も多数見られる。そのような中、自主的検査が行われた循環式浴場をもつ公衆浴場施設名を公表することは、当該検査が行われた事実のみをもって当該施設を利用することでレジオネラ症に感染するおそれがあるかのような誤解を生じさせるおそれがあり、結果として当該施設の利用客が減少し、当該法人等に営業上の不利益を与えるおそれがあると判断し、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）（以下「条例」という。）第7条第3号本文に該当することを理由として、対象公文書中の施設名及び施設名が特定できる情報（管理者（申請者）、立入検査日、検査依頼先、使用水等）については不開示とした。
- (2) なお、条例第7条第3号ただし書アには「法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、条例第7条第3号本文に該当する情報であっても開示しなければならないこととされているが、上述のとおり、レジオネラ属菌の値と発症の因果関係が不明確であるし、事件のあった施設以外でレジオネラ症による健康被害が確認されていないこと、さらに、事件直後から実施機関の指導に従い、各施設が徹底した清掃消毒を行っており、改善が図られ安全性も担保されたことから、ただし書アを適用して開示すべき情報であるとは判断していない。
- (3) 当該検査は法人等が自らの経費で行った自主検査であり、自主検査結果について、法人等は公表していない。また、各県ともレジオネラ属菌の検査を実施しているが、施設名の公表は行っていない。

4 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年11月12日	諮問を受けた。
平成14年12月4日	実施機関から本件決定に係る「公文書部分開示決定理由説明書」を受け取った。
平成14年12月26日	「公文書部分開示決定理由説明書」に対する異議申立人からの「意見書」を受け取った。
平成15年1月22日	諮問の審議を行った。
平成15年3月18日	実施機関からの口頭による意見の聴取及び審議を行った。
平成15年5月13日	諮問の審議を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が循環式浴槽をもつ公衆浴場に対して行った立入調査の結果が記録されたものである。

本件公文書には、施設名称、管理者（申請者）、立入日、使用水、検査日、結果、依頼先、塩素自動注入器（の有無）、残留塩素、貯湯タンク（設定温度）、濾過器洗浄（の頻度）、換水（の頻度）欄があり、所定の事項が記載されている。

これらの情報のうち、本件決定により不開示とされているものは、結果、残留塩素及び濾過器洗浄欄を除く全ての部分である。

(2) 事実の経緯について

平成14年7月、日向市にある循環式公衆浴場においてレジオネラ属菌によるレジオネラ症集団感染事件が発生し、利用客に死者や入院患者が発生したことは当審査会において確認しているところである。

実施機関は、事件が発生した施設への立入検査等のもとより、同年7月30日に県内類似施設の立入調査を実施しているが、その結果を取りまと

めたものを同年8月27日に公表しており、その基礎となる個別の施設毎の調査結果が記録されているものが本件公文書である。

なお、この調査は各施設より任意に検査結果等を聴取しているものであるが、16施設についてレジオネラ属菌が検出されたことが確認できる。

また、同立入調査後、実施機関は、上記16施設を含めた全類似施設に対し、徹底した衛生管理を行政指導し、その結果を確認するため、同年8月23日に行政検査を実施した。この検査については、レジオネラ属菌の数等の調査を実施機関が直接行ったものであるが、その結果については同年9月24日に施設名を含めて公表している。なお、この検査では全施設でレジオネラ属菌は検出されなかった。

本件決定は、上記行政検査結果が公表された後に行われている。

(3) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件公文書の不開示部分の全てについて、条例第7条第3号本文に該当するが同条同号ただし書きアには該当しないとして不開示としているので、当該情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

条例第7条第3号本文は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、不開示とすることができる規定するものである。

イ 条例第7条第3号ただし書アの趣旨

条例第7条第3号ただし書アは、条例第7条第3号本文に該当する法人等に関する情報であっても、当該法人等の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示しなければならないと規定するものである。

これは、例えば食中毒、薬害、公害、欠陥商品のように、法人等の事業活動により、人の生命、身体又は健康に危害を与え、又は与えるおそ

れがある場合には、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報については、開示しなければならないとする趣旨である。

なお、この規定は、現に発生している危害を排除するためにとどまらず、当該危害の発生や拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために必要な場合にも適用されるものである。

ウ 判断

(ア) 不開示情報の種別

本件公文書中の不開示情報は、前述のとおり、施設名称、管理者（申請者）欄といった直接法人等の名称が特定できる情報（以下「施設名等に関する情報」という。）と、立入日、使用水、検査日、依頼先、塩素自動注入器（の有無）、貯湯タンク（設定温度）、換水（の頻度）といった施設毎の調査結果に関する情報（以下「調査結果に関する情報」という。）に分けられる。

(イ) 施設名等に関する情報についての判断

まず、施設名等に関する情報について検討するが、当該情報は、直接、施設名や営業者名が特定できる情報であるため、条例第7条第3号本文に規定する「法人等に関する情報」であることは認められる。

次に同号に規定される「当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否か」について検討する。

当該情報を開示すると、既に本件公文書において開示している結果（レジオネラ属菌の数）との照合により、立入検査時にレジオネラ属菌が検出された施設が特定されることとなる。

上記事件発生後、実施機関に対し、県内の循環式浴場の所在の確認の問い合わせや個々の公衆浴場にも循環式であるか否かや衛生管理の内容に関する問い合わせが多数寄せられていたこと、また、事件発生後から循環式浴場の利用客が減少傾向にあったことについては、実施機関の説明及び当時の報道等で確認できるところである。

また、異議申立人の意見等からも推察できるとおり、事件発生後、

県民には公衆浴場のうち、どれが循環式浴場であるのか、そして、循環式浴場の利用を当面控えたいとする風潮があったことは容易に推測できるところである。

そのような状況の中で、当該情報を開示すると、開示時点ではレジオネラ属菌が検出されていないにも関わらず、以前は検出された施設であるとの判断がなされ、それをもって、利用客が不信感等を抱き、結果として当該法人等に対する評価の低下や利用客の減少等当該法人等の正当な利益を害するおそれがあったと認めることができる。

よって、当該情報は条例第7条第3号本文に該当すると判断する。

ところで、条例第7条第3号本文に該当する情報（法人等の正当な利益を保護するために本来不開示とすべき情報）について、同号ただし書アを適用して開示するには、当該法人等の事業活動により人の生命、身体又は健康に対する危害が現実に発生しているか、将来発生するおそれがあることが必要であるが、県内においては事件が発生した施設以外でのレジオネラ属菌による健康被害は確認されていないこと、レジオネラ属菌は自然環境中に常在する菌であり、レジオネラ属菌の数と発症の因果関係は未だ十分に証明されてはいないこと等の実施機関の主張を総合的に判断すると、当該情報に人の生命、健康等に対する危害の発生又は将来における発生のおそれを認めることはできないため、同号ただし書アに規定する公にすることが必要である情報には該当しないと判断する。

よって、当該情報は、条例第7条第3号本文には該当するが、同条同号ただし書アには該当しない。

したがって、当該情報の不開示決定は妥当である。

(ウ) 調査結果に関する情報についての判断

次に調査結果に関する情報について検討するが、実施機関においては間接的に施設を特定し得る情報であるとして不開示としているところである。

当時、報道各社において県内の公衆浴場に対する立入検査等に関しては取材、報道が繰り返されていたこと、また、実施機関の陳述にあるとおり、検査依頼先を開示することにより依頼先に他の情報をもって施設名を確認すれば、施設を特定し得る可能性があること等からす

れば、当該情報は、法人等を直接特定することはできないが、間接的に特定し得る情報であると判断する。

そうすると、当該情報の条例第7条第3号本文及び同号ただし書ア該当性の判断は、施設名に関する情報についての判断と同様である。

よって、当該情報は、条例第7条第3号本文には該当するが、同条同号ただし書アには該当しない。

したがって、当該情報の不開示決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付帯意見

本事案において、当審査会は、実施機関の諮問に応じ、条例の規定に則って判断したところである。

当審査会の判断は上記結論のとおりであるが、人の生命、健康等に関する情報の開示については、県民の関心度も高く、相当の緊急性を帯びているものもあると考えられるところである。

よって、条例第23条（情報の収集及び提供）の趣旨をも踏まえ、実施機関においては、今後とも県民が必要とする情報を的確に把握し、収集するとともに、正確で分かりやすい情報を時機に応じて積極的に提供するよう努めることを望むものである。